

## 京都市告示第 4 8 7号

都市計画法（以下「法」という。）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 1 9 条第 1 項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業を変更したので、法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 2 6 年 2 月 1 4 日

京都市長 門川 大作

### 1 土地区画整理事業の名称

太秦地区土地区画整理事業

### 2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

中京区西ノ京伯楽町の一部、西ノ京馬代町の一部、西ノ京藤ノ木町の一部、西ノ京壺ノ内町、西ノ京塚本町の一部、西ノ京春日町、西ノ京小堀池町

右京区太秦一ノ井町の一部、太秦和泉式部町の一部、太秦森ケ東町の一部、太秦森ケ西町、太秦垣内町、太秦蜂岡町の一部、太秦東蜂岡町の一部、常盤森町の一部、太秦安井小山町の一部、太秦安井車道町、太秦安井西裏町、太秦安井北御所町、太秦安井東裏町、太秦安井春日町、太秦安井藤ノ木町、太秦安井馬塚町、太秦安井辻ノ内町、太秦安井池田町の一部、太秦安井奥畑町の一部、太秦安井柳通町の一部、太秦安井辰己町の一部、花園寺ノ内町の一部、花園藪ノ下町の一部、花園中御門町の一部、花園春日町、花園八ツ口町、花園車道町の一部、花園伊町の一部、花園扇野町の一部及び花園内畑町の一部

### 3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）